

碧南市農業活性化センター事業推進会議要領

(設置)

第1条 碧南市農業活性化センター（以下「センター」という。）を核とした地域農業の振興及びセンターの円滑な運営を図るため、碧南市農業活性化センター事業推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 推進会議は、次に掲げる事業を推進する。

- (1) センターを核とした地域農業の振興に関すること。
- (2) センターの適正な運営に関すること。
- (3) その他センターに関すること。

(組織)

第3条 推進会議は委員35人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が任命する。

- (1) 農業関係団体の代表者
- (2) 見識を有する者

3 委員の任期は、3年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(推進会議の会長及び副会長)

第4条 推進会議に、会長1人及び副会長2人を置く。

2 会長は市長が任命し、副会長は会長が指名する。

3 会長は、会務を総理し、推進会議を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。ただし、代理する順位は、上席副会長とする。

(推進会議の会議)

第5条 推進会議は会長が召集する。

2 推進会議は委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 推進会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第6条 推進会議の庶務は、経済環境部農業水産課において処理する。

附則

- 1 この訓は、平成9年7月16日から施行する。
- 2 碧南市農業活性化推進協議会設置要領は廃止する。
- 3 改正要領は、平成18年1月18日から適用する。
- 4 この要領は、平成22年4月1日から施行する。